

別紙判定基準

低入札価格調査による失格判定基準

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------------------|--|
| 1 調査様式等の提出 | 1 県の求める提出様式または添付資料の一部において提出がなく、必要な調査を行うことが出来ない場合 |
| 2 調査に協力しない場合 | 1 提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限（調査日）に整わない場合（追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。） 2 事情聴取に応じない場合 |
| 3 設計仕様等に適合しない場合 | 1 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 2 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合 |
| 4 積算内訳書算出根拠が適正でない場合 | 1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 入札時の工事費内訳書と同額の積算がなされていない場合 4 必要な経費（技術提案の実現にかかる経費を含む。）が適切な費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等など）に計上されていない場合 5 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 7 資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 8 手持ち資材の確認ができない場合 9 自社機械の所属等が確認できない場合 10 労務者（従業員）の雇用関係等が確認できない場合 11 配置予定技術者等の雇用関係が確認できない場合 12 配置予定技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 13 下請予定業者等の見積金額等が入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が下請予定業者等と取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない。または下請予定業者等からの聞き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合 14 一次下請予定業者の法定福利費が未計上の場合に、その理由に合理性がない又は明記されていない場合 15 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 16 事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去1年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行が確認できない場合 |
| 5 建設副産物の処理が適正でない場合 | 1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合 3 受け入れ予定業者の見積金額が入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない場合 4 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 5 事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去1年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行が確認できない場合 |
| 6 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合 | 1 監理技術者等が重複専任になる場合 2 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者。ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） 3 一次下請予定業者が、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（建設業法第2条第3項に定める建設業者。ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） 4 その他法令違反 |

| | |
|--------------------------------|---|
| 7 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合 | <ol style="list-style-type: none">1 入札書提出日から起算して過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合。（ただし、不起訴となった場合は除く。）2 入札書提出日から起算して過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断がだされた場合。（ただし、和解的仲裁判断は除く。）3 その他 |
|--------------------------------|---|